

スラバヤ市における社会活動制限実施の延長

令和 3 年 1 月 2 8 日
在スラバヤ日本国総領事館

- 1月26日、スラバヤ市は、これまで実施されていた社会活動制限実施(PPKM)を2月8日まで延長することを発表しました。
- 行政機関による施設の立入検査などが行われているとの情報もありますので、関係規則を遵守いただくとともに、引き続き感染防止に十分ご注意ください。
- 東ジャワ州の他の市県において類似する規制が開始されていますので、最新情報の入手に努めてください。

1 1月26日付当館領事メール(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100141852.pdf>) のとおり、東ジャワ州は、1月11日から25日まで実施されていた社会活動制限(PPKM)を2月8日まで延長する州知事決定(188/34/KPTS/013/2021)を発出しました。これを受けて、スラバヤ市においても、26日、PPKM を2月8日まで延長することを内容とするスラバヤ市長回章(443/678/436.8.4/2021)を発出しました。規制内容は、上記1月26日付領事メールにてご案内した州知事決定のものと同様となっております。

2 なお、上記市長回章において、客年12月29日付当館領事メール(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100132180.pdf>)にてお知らせしたスラバヤ市長令2020年67号(及び右市長令第31条の文言修正及び市政府による取締り対象の拡大権限の追記を内容とするスラバヤ市長令2021年2号)は、PPKM 期間中も有効である旨が記されています。報道によると、27日、右市長令に基づき、スラバヤ市内の複数の事務所において市タスクフォースによる保健プロトコルの点検が行われたとの情報もあります。

3 上記州知事決定にて PPKM の対象地域とされたスラバヤ市以外の市県においても、在宅勤務の割合、商業施設の営業時間、実施期間に一部州知事決定と異なる事項があるものの、概ね同様の規制が開始されています。必要に応じ、お住まい又は訪れる市県の状況について、最寄りの行政機関に照会するなど最新情報の入手に努めてください。(了)